

近江八幡市：2024年10月

## 近江八幡市地域おこし協力隊（沖島）募集要項

沖島は、近江八幡市の対岸から約1.5kmに浮かぶ琵琶湖最大の島であり、日本で唯一の淡水湖内の有人離島です。人口はおよそ220人で、島民の約5割の方が漁業に従事されています。

近年、外来魚の増加や水質悪化等により漁獲高が大幅に減少しており、漁業後継者の不足、若者の島外流出や島民の高齢化が大きな問題となり、空き家も増加しています。

このような状況を背景に、2013年7月に離島振興対策実施地域の指定を受け、島民が一丸となって島の振興に取り組むため、沖島町離島振興推進協議会を設立し、持続可能な島づくりに取り組んでいます。この取り組みの成果もあり、沖島を訪れる観光客は、年間で約26,000人となるなど、10年間で倍増しています。

沖島と島外を結ぶ交通手段は、沖島町自治会が運航するおきしま通船があり、1日12往復運航しています。しかし、船長の高齢化や担い手不足、年々増加する観光客の受入体制が整備されていない、といった課題にも直面しています。

そこで、島民の生活に欠かせない公共交通であり、観光客が利用する通船の維持継続を行っていくために、運航業務に関わりながら、運営方法やサービス向上等の検討を通して、沖島の魅力発信を行っていただく「地域おこし協力隊」を下記のとおり募集します。

### 1. 活動内容

(ア)船長候補者の確保や移住促進にかかる情報発信、啓発活動に関すること

(イ)通船事業の利用促進に関すること

(ウ)通船事業の運航業務及び運営に関すること

\*通船の運航業務（週3日程度）

### 2. 募集人数

2名

### 3. 募集対象者

次のいずれにも該当する人

(ア)20歳以上（2024年10月1日時点）で概ね45歳までの方

(イ)政令指定都市または3大都市圏または地方都市（過疎、山村、離島、半島の地域に該当しない市区町村の区域）に在住の方で、生活の拠点を沖島島内に移すとともに住民票を異動することができる方

※地域要件の詳細は、総務省「地域おこし協力隊」ウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を確認してください。

(ウ)採用後、生活の拠点を沖島島内に移すとともに近江八幡市に住民票を異動することができる方

- (エ)協力隊の任期終了後、沖島島内に定住を考えている方
- (オ)普通自動車運転免許を取得している方（採用の日までに取得見込を含む）
- (カ)二級小型船舶操縦士免許について、取得する意思のある方
- (キ)基本的なパソコン操作 Word、Excel、PowerPoint など）ができる方
- (ク)インターネット、SNS の知識を有している方
- (ケ)地域の特性を尊重し、地域とのコミュニケーションが図られる方
- (コ)沖島の振興に興味があり、熱意を持って活動する意思のある方

#### 4. 勤務条件

- (ア)近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱します。※市との雇用関係はありません。
- (イ)1か月の標準活動時間を160時間とします。
- (ウ)委嘱期間は、初年度は委嘱日から令和7年3月31日までの任用期間となります。次年度からは年度毎に委嘱し、最長で3年間となります。

#### 5. 報償費

月額 224,000円（別途、期末手当有・想定年収370万円）

※2級小型船舶操縦士免許を有し、小型旅客船・遊漁船の船長経験がある場合は、月額254,000円（別途、期末手当有・想定年収420万円）とします。

※従事期間の実績により、期末手当（6月、12月）を支給します。

※報償費は、所得税を源泉徴収して支払います。

※市と雇用関係にないことから、所得税の年末調整は実施しません。自ら税務署への確定申告が必要ですのでご了承ください。

※初年度について、月途中で委嘱した場合は、日割り計算して支払います。

#### 6. 活動経費

(ア)活動に要する経費(活動旅費、消耗品費、研修会参加費等)は、別途、市の予算の範囲内で、市と隊員が委託契約を締結し、その委託料の範囲で支出します。

(イ)2級小型船舶操縦士免許・特定操縦免許については、着任後、取得していただきます。初回の講習・試験の費用は、上記(ア)の中からの支出していただけます。

(ウ)活動期間中の住居は、沖島町自治会から住居を借りていただくこととなりますが、家賃については、31,000円を上限とし、上記(ア)の中から支出することができます。また、住居に係る初期費用、光熱水費、インターネットなどの通信料、転居に係る費用、生活備品等は隊員の自己負担となります。

(エ)活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などは、隊員の自己負担となります。

#### 7. 活動地域

近江八幡市 沖島

## 8. その他の諸条件

(ア)活動に支障をきたさないことを条件に、兼業を認めることがあります。その場合は事前に市へ届け出て、許可を得る必要があります。

(イ)活動期間中であっても次に定める場合は、委嘱を取り消す場合があります。

- ①自己の都合により解任を申し出たとき
- ②傷病、事故等により、活動が継続できなくなったとき
- ③活動を怠ったとき
- ④地域おこし協力隊の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行うなど、隊員としてふさわしくないと判断したとき

## 9. 応募方法

(ア)2024年10月15日(火)～11月29日(金) 必着

(イ)応募方法

提出書類については、末尾記載の提出先へ持参、郵送または電子メールで提出してください。電子メールの場合は、写真や添付書類が読取り可能なよう画質を確保し、PDFファイル形式で送付してください。

(ウ)提出書類

- ① 様式；近江八幡市地域おこし協力隊応募用紙
  - ② 活動提案書；任意様式、A4判1枚程度  
テーマは、「沖島の地域活性化について、自分の能力をどう活かすか」について、志望動機を含めて記載してください。
  - ③ 住民票抄本
- なお、提出書類は返却しません。

## 10. 選考の流れ

(ア)第一次選考（応募書類による選考）

提出書類により選考します。

応募者が10名に満たない場合は、次の第二次選考とあわせて行う場合があります。

結果については、2024年12月上旬に電子メールで通知します。

(イ)第二次選考（作文試験及び面接試験）

第二次選考は、A「作文・面接(個人)」、又は、B「作文・面接(個人、集団討論)」の何れかにより行います。Bについては、第二次選考受験者が4名以上の場合に実施します。

日程については、第一次選考の結果をお知らせする際に通知します。(12月下旬を予定)

会場は、近江八幡市役所(近江八幡市桜宮町236番地)を予定しており、面接に係る交通費等は自己負担となります。

(ウ)最終選考結果の通知

上記の選考により近江八幡市地域おこし協力隊の候補者を決定し、概ね2週間以内に文書で通知します。委嘱の日については、令和7年1月以降を予定していますが、内定者と市で協議の上決定します。

11. 募集に関する問い合わせ

募集に関する問合せは、電子メールでお願いします。

【応募書類の提出先・問合せ先】

近江八幡市役所 総合政策部 企画課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

電話：0748-36-5527（平日 8:30～17:15）

メール：[010202@city.omihachiman.lg.jp](mailto:010202@city.omihachiman.lg.jp)

12. びわこ沖島ぐらし体験プログラムについて（案内）

沖島の暮らしや仕事を知ることができる体験プログラムが実施されます。

参加ご希望の方は、滋賀県市町振興課までお問合せください。

- (ア)日程      A日程：12月9日(月)～12月11日(水)  
                  B日程：12月13日(金)～12月15日(日)
- (イ)募集数    各日程2組（先着順）  
                  （1組1名～3名まで、ご家族での参加も可能。）
- (ウ)参加費用 1人8,000円（宿泊費、おきしま通船乗船料）  
                  堀切港までの往復交通費、食費は上記参加費に含まれていません。
- (エ)主催      滋賀県
- (オ)申込期間 12月3日(火)まで
- (カ)問合せ先 滋賀県総務部市町振興課：bh0001@pref.shiga.lg.jp